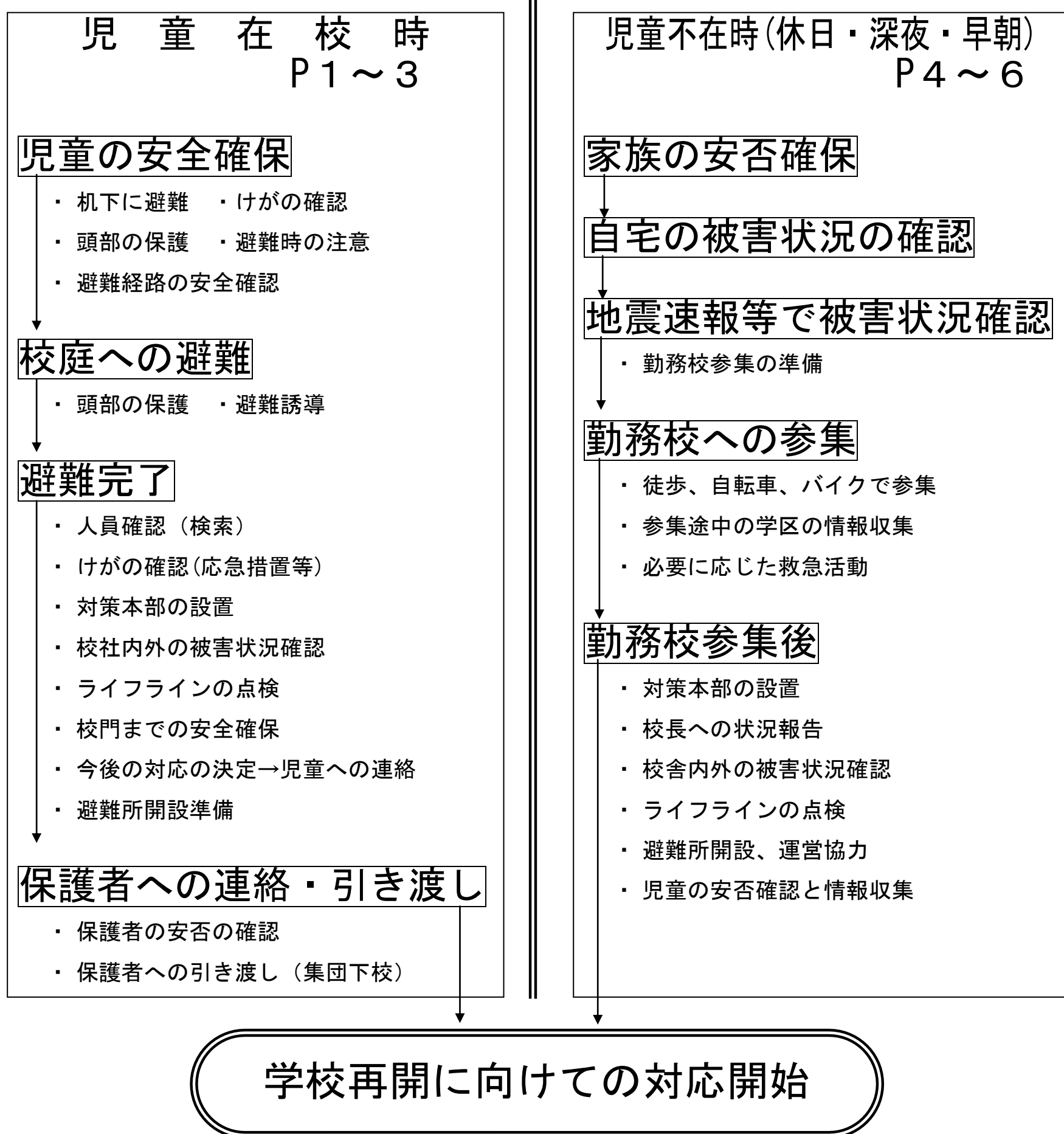
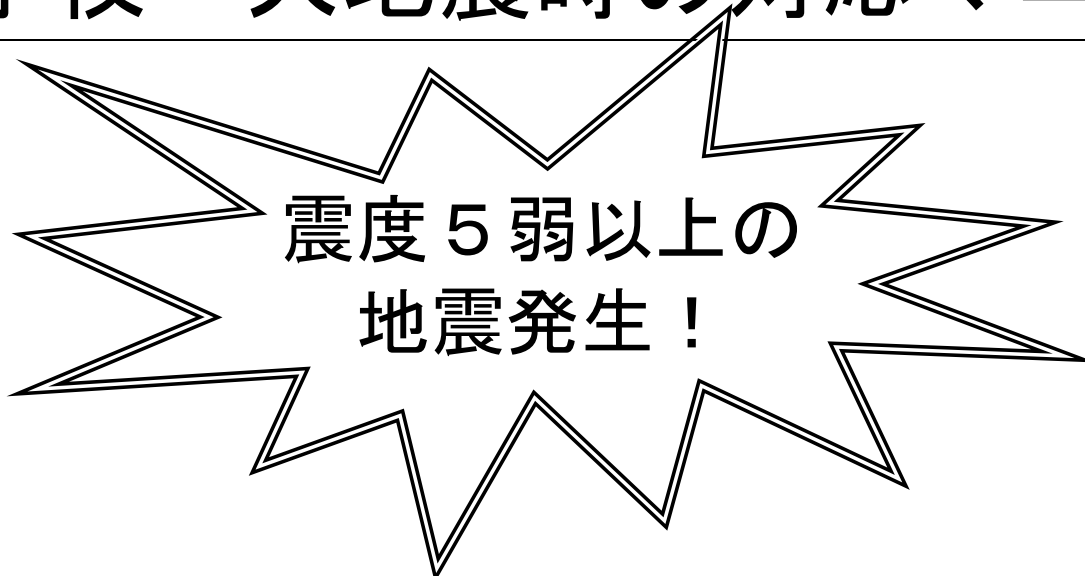


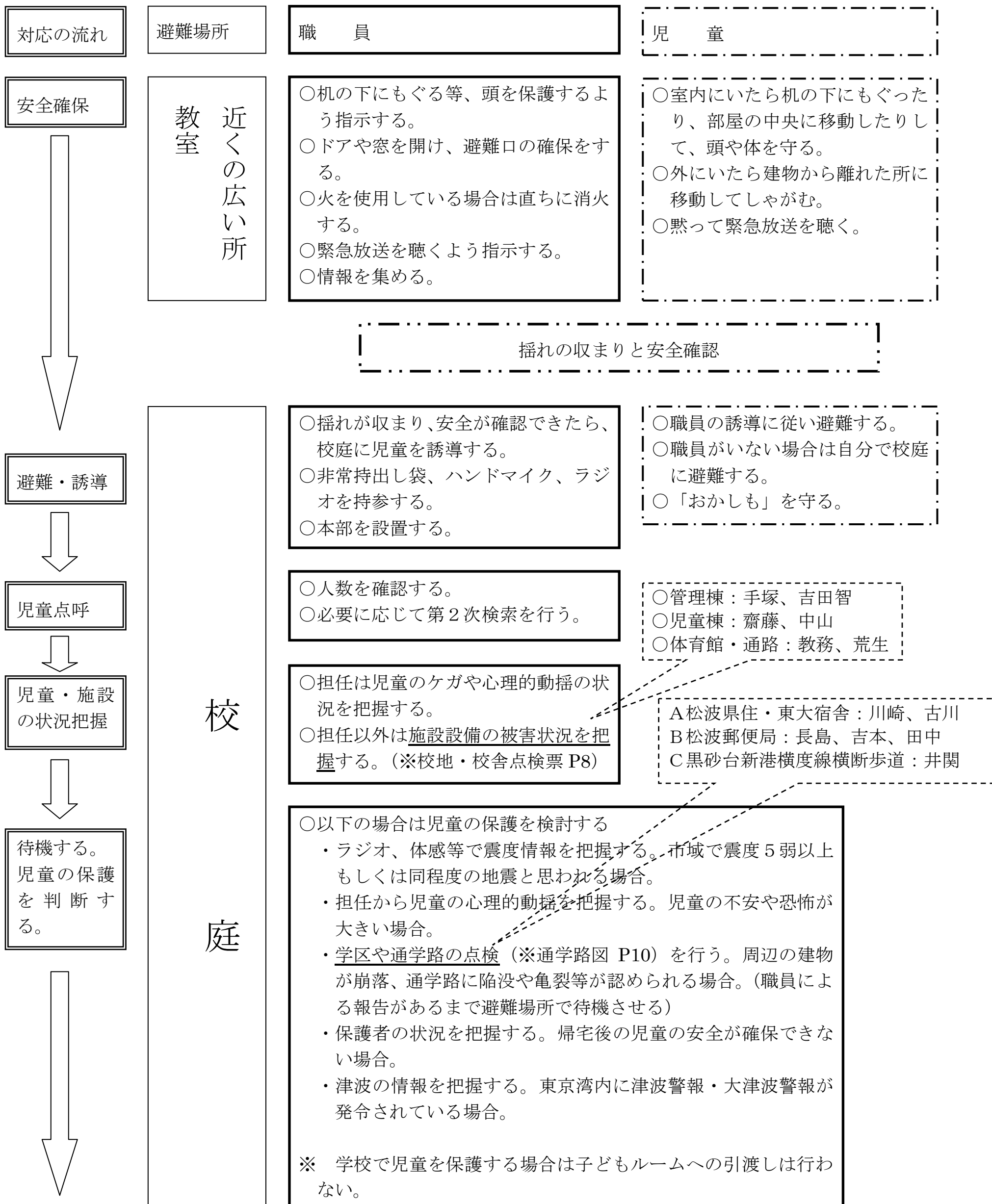
# 弥生小学校 大地震時の対応マニュアル



参考 「東海地震予知情報」・「警戒宣言」の連絡を受けた場合の対応  
「千葉県全域」または「千葉市」のいずれかに「暴風警報」が発令された場合の対応

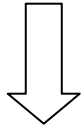
千葉市で震度5弱以上の地震が発生もしくは同程度と思われる地震が発生した場合の対応

— 児童の在校時 —

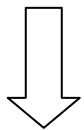


校庭、  
気候条件によっては教室

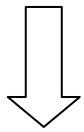
児童の保護  
の場合、保  
護者へ連絡  
する。



状況を教育  
委員会に連  
絡する。



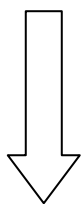
保護児童の  
引渡し



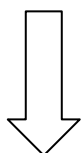
校地・校  
舎・ライフ  
ラインの点  
検



点検後の対  
応



避難者の誘  
導



- 千葉市学校連絡メール。
- 学級連絡網
- ホームページ
- 災害伝言ダイヤル171

児童、教職員のケガ、施設設備の被害状況、児童の下校等について

- 固定電話、ファックス
- Chains や Cabinet
- 携帯電話
- 防災無線

児童の負傷事故・死亡	：学事課 245-5925
教職員の事故・死亡	：市費→総務課 245-5904
	県費→教職員課 245-5931
施設などの事故	：学校施設課 245-5918

保護した児童は、保護者に直接引き渡す。保護者不在の  
場合は、学校で保護する。

- 点検項目 (校地・校舎点検表)  
電気 ガス トイレ 水道 下水道
- 教頭が情報を一元管理し校長に報告。

- 危険箇所に「立入禁止」を表示し、ロープ等で範囲を明確にする。  
電気 ガス トイレ 水道 下水道
- 教頭が情報を一元管理し校長に報告。

避難所として開放

- 体育館に誘導。  
※傷病者、高齢者、乳児を連れた人は保健室の使用可  
※教室は基本的に開放しない
- ◎校長室、事務室、職員室、教育相談室は学校職員及び市職員用に確保。
- 市職員が配置されるまでは、校長の責任で避難所の開設・運営にあたる。

学校再開に  
向けて

- 児童の安否の確認と所在地の把握をする。
- 職員チームによる児童の健康状態の把握と学区被害状況の確認を行う。
- 情報の集約と共有を図る。学校再開に向けて情報(学校便り等)を発信する。
- 教育委員会へ定期的に報告する。
- 外傷後ストレス障害（PTSD）に慎重に対応する。

※ 具体的には別紙対応マニュアル参照 P9

マスコミ対  
応

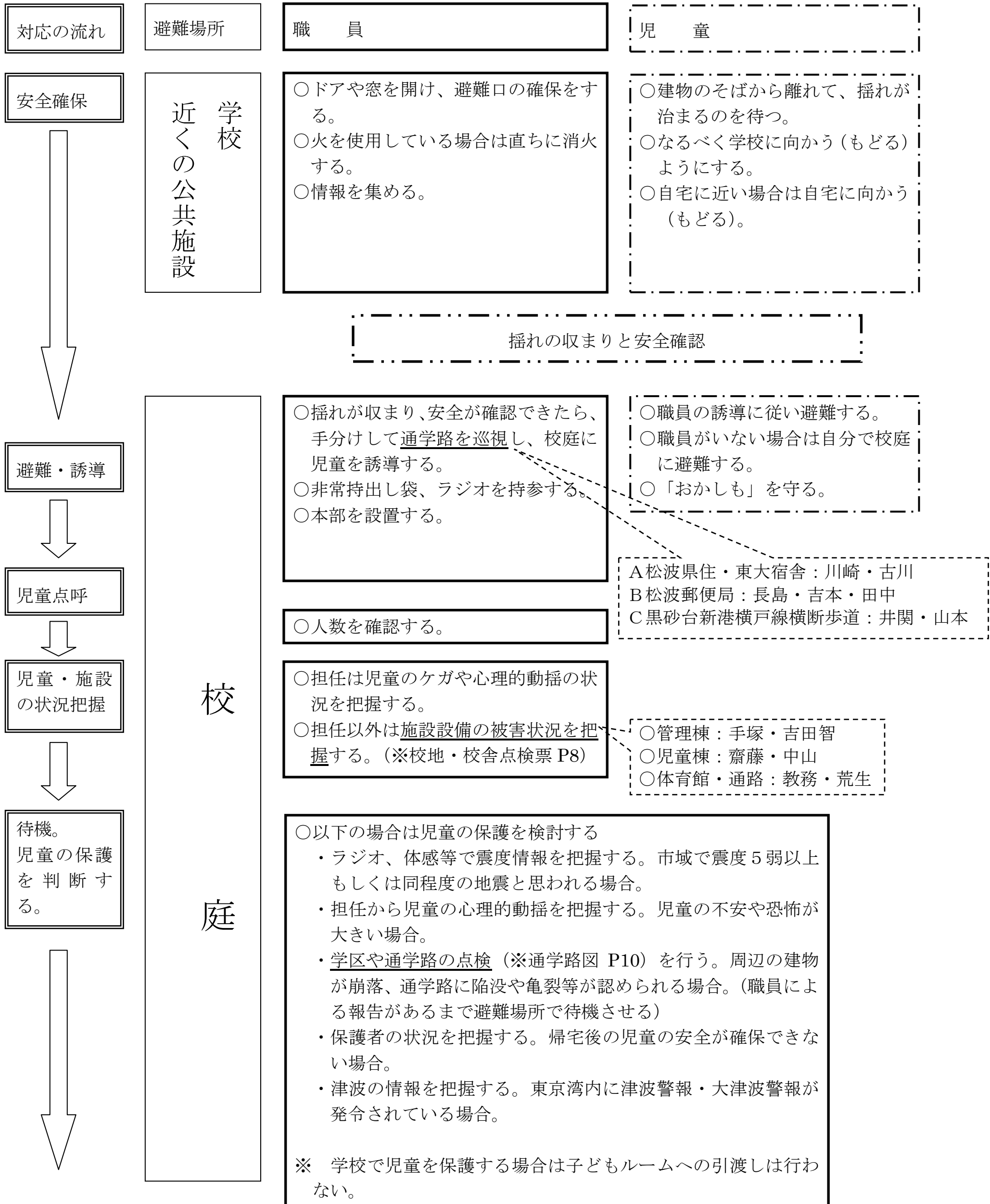
対応の5原則

- ① 教育委員会の指導を受けて対応する。
- ② 窓口は教頭に一本化する。誠実かつ丁寧に。ノーコメントは禁句。
- ③ 許可のない校地・校内への立入は、毅然とした態度で対応する。
- ④ はっきりしている事実だけを伝え、憶測や予想による発言はしない。
- ⑤ 児童への取材は震災時の恐怖や不安を呼び起こす恐れがあるので、特に慎重に対応する。

※ 具体的には別紙対応マニュアル参照 P11

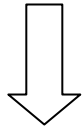
千葉市で震度5弱以上の地震が発生もしくは同程度と思われる地震が発生した場合の対応

— 児童の登下校時 —

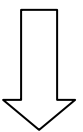


校庭  
気候によつては管理棟の教室

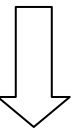
児童の保護の場合、保護者へ連絡する。



教育委員会に連絡する者へ連絡する。



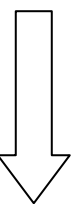
保護児童の引渡し



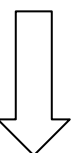
校地・校舎・ライフラインの点検



点検後の対応



避難者の誘導



- 千葉市学校連絡メール。
- 学級連絡網
- ホームページ
- 災害伝言ダイヤル171

児童、教職員のケガ、施設設備の被害状況、児童の下校等について

- 固定電話、ファックス
- Chains や Cabinet

- 携帯電話
- 防災無線

児童の負傷事故・死亡	：学事課 245-5925
教職員の事故・死亡	：市費→総務課 245-5904
	県費→教職員課 245-5931
施設などの事故	：学校施設課 245-5918

保護した児童は、保護者に直接引き渡す。保護者不在の場合は、学校で保護する。

- 点検項目 (※校地・校舎点検票 P8)

- 電気 ガス トイレ 水道 下水道

- 教頭が情報を一元管理し校長に報告。

- 危険箇所に「立入禁止」を表示し、ロープ等で範囲を明確にする。

- 電気 ガス トイレ 水道 下水道

- 教頭が情報を一元管理し校長に報告。

避難所として開放

- 体育館に誘導。

※傷病者、高齢者、乳児を連れた人は保健室の使用可

※教室は基本的に開放しない

- ◎校長室、事務室、職員室、教育相談室は学校職員及び市職員用に確保。

- 市職員が配置されるまでは、校長の責任で避難所の開設・運営にあたる。

学校再開に  
向けて

- 児童の安否の確認と所在地の把握をする。
- 職員チームによる児童の健康状態の把握と学区被害状況の確認を行う。
- 情報の集約と共有を図る。学校再開に向けて情報(学校便り等)を発信する。
- 教育委員会へ定期的に報告する。
- 外傷後ストレス障害（PTSD）に慎重に対応する。

※ 具体的には別紙対応マニュアル参照 P9

マスコミ対  
応

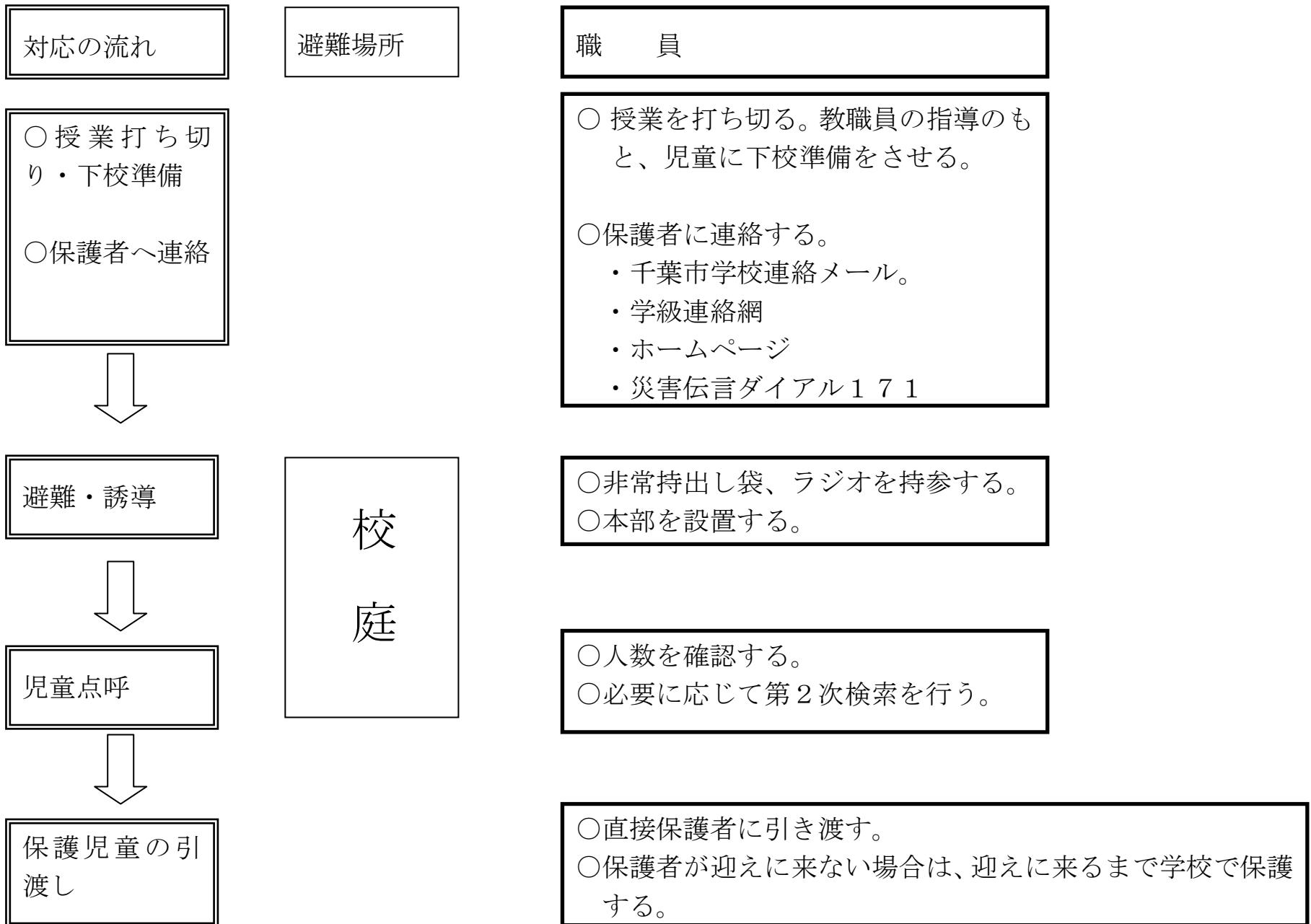
対応の5原則

- ① 教育委員会の指導を受けて対応する。
- ② 窓口は教頭に一本化する。誠実かつ丁寧に。ノーコメントは禁句。
- ③ 許可のない校地・校内への立入は、毅然とした態度で対応する。
- ④ はっきりしている事実だけを伝え、憶測や予想による発言はしない。
- ⑤ 児童への取材は震災時の恐怖や不安を呼び起こす恐れがあるので、特に慎重に対応する。

※ 具体的には別紙対応マニュアル参照 P11

「東海地震予知情報」・「警戒宣言」の連絡を受けた場合の対応

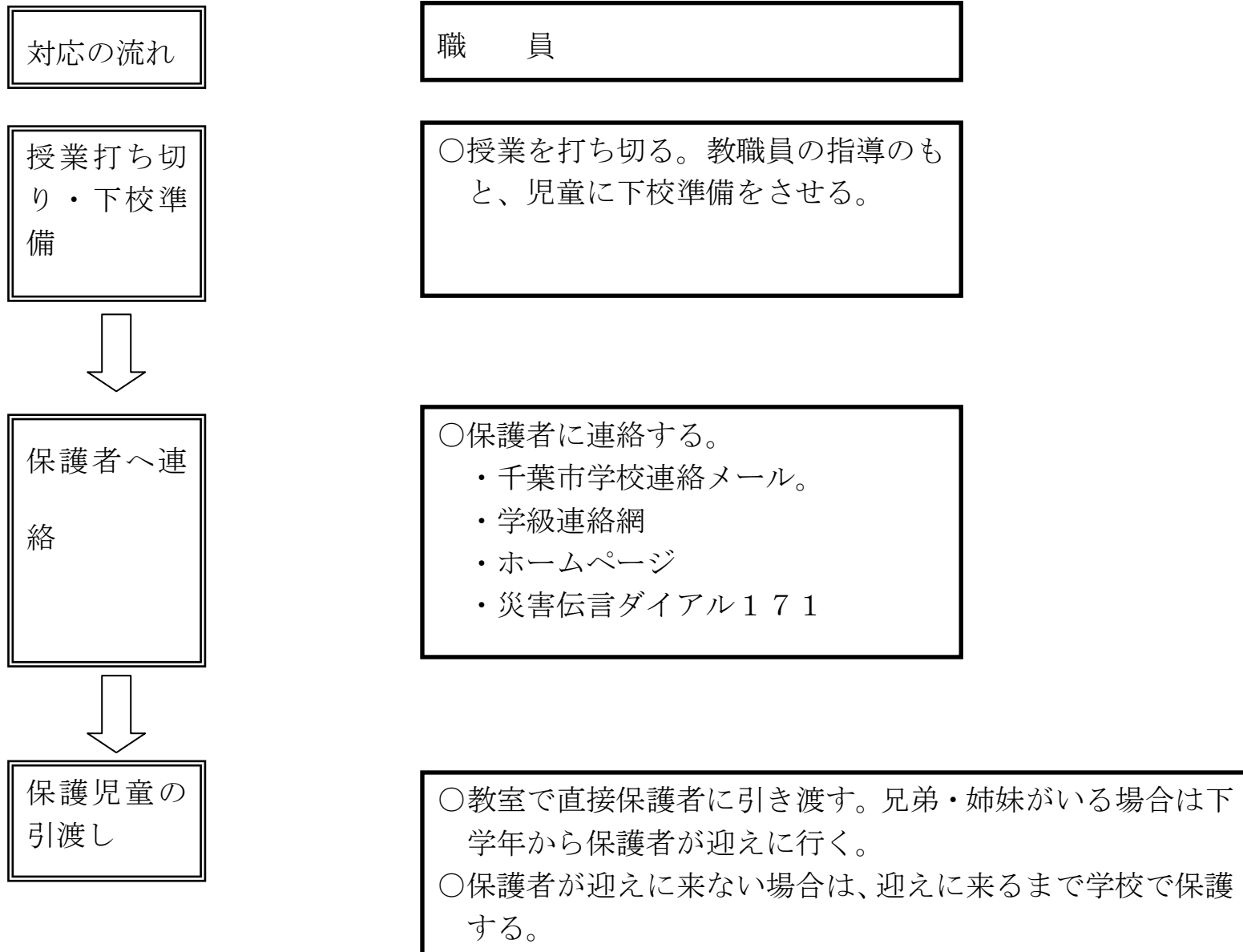
— 児童の在校時 —





「千葉県全域」または「千葉市」のいずれかに「暴風警報」が発令された場合の対応

— 児童の在校時 —



※ 午前7時において『暴風警報』が継続中の場合は、自宅待機とする。

そして、午前11時をもって、『暴風警報』が継続中の場合は、「臨時休業」とする。

「千葉県全域」または「千葉市」のいずれかに「暴風警報」が発令された場合の対応

※ 午前7時において『暴風警報』が継続中の場合は、自宅待機とする。

そして、午前11時をもって、『暴風警報』が継続中の場合は、「臨時休業」とする。